

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月17日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☐ 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	千代田区
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	97-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/shisaku/johosesaku/index.html

執行機関名 千代田区長

肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則((平成11年東京都規則第112号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	70	
③番号法別表第2の項	97	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1の5の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則((平成11年東京都規則第112号)による結核患者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第1条	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成11年東京都規則第112号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、 <u>感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。</u>	第1条 この規則は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)の施行に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成10年政令第420号。以下「令」という。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるとともに、 <u>結核患者の医療費の助成に関し必要な事項を定めるものとする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例